

住 民 税

本試験問題

〔第一問〕

問 1 個人住民税に関する以下の点について簡潔に述べなさい。

- ① 個人住民税の所得控除制度の趣旨及び概要（所得税と取扱いが異なる点については重点的に言及すること。）
- ② 令和元年度の個人住民税について適用される配偶者控除及び配偶者特別控除
- ③ 調整控除（令和元年度の個人住民税から適用される内容についても言及すること。）

〔注〕 令和元年度の個人住民税とは、平成31年1月1日を賦課期日とする、平成30年中の所得に係る個人住民税をいう。

〔第一問〕

問 2 平成31年3月31日に退職した者が、同日に支払を受ける退職所得に係る個人住民税所得割の課税関係について、以下の点について述べなさい。

- ① 退職所得に対する分離課税制度の趣旨
- ② 納税義務者及び課税団体
- ③ 特例対象となる退職所得
- ④ 税率、税額計算及び徴収方法

TAC予想問題

●実力完成答練 第3回〔第一問〕

問 2 配偶者控除及び配偶者特別控除について、内容及び用語の意義について説明しなさい。

●全国公開模試〔第一問〕

問 1 平成31年3月31日に退職した者が、同日に支払を受ける退職所得に係る個人住民税所得割の課税関係について、所得税と取扱いが異なる点に留意しつつ、次の①から④について述べなさい。

- ① 退職所得に対する分離課税制度の趣旨
- ② 課税団体
- ③ 特例対象となる退職所得
- ④ 課税標準、税率、税額計算及び徴収方法

スバリの的中!

【第二問】

【資料】

(1) 甲（昭和42年5月30日生）の所得等の状況

- ① 給与所得に係る収入金額
 ・ A社から支払を受けた給与収入金額 6,480,000円
 ・ B社から支払を受けた給与収入金額 4,570,000円
- ② 株式に係る配当所得に係る収入金額

(単位：円)

区 分	決 算	決算月	収入年月日	株 主 総 会 決議年月日	収入金額
c 株式（非上場）	年1回	1月	H30.9.22	H30.8.17	260,000
d 株式（上場）	年1回	1月	H30.6.12	H30.5.10	330,000
e 株式（非上場）	年1回	3月	H30.11.18	H30.10.10	80,000

(注1) 全ての株式の配当について源泉徴収され、所得税の確定申告書に記載されている。

(注2) d 株式は源泉徴収選択口座内で保管され、この配当は分離課税により申告されている。

なお、個人住民税の申告書により、個人住民税において異なる課税方式を選択しているものではない。

- ③ 支払社会保険料 1,267,300円
- ④ 支払生命保険料
 ・ 一般生命保険料（平成26年7月3日締結） 68,000円
 ・ 個人年金保険料（平成28年5月11日締結） 58,000円
- ⑤ 支払地震保険料等
 ・ 旧長期損害保険料（平成18年9月10日締結） 14,000円
 ・ 地震保険料 47,000円
- ⑥ 医療機関等に支払った金額
 ・ 甲の疾病の診察・治療にかかった治療費 48,000円
- ⑦ 保険金、損害賠償金その他これらに類するものによる補てんは行われていない。

●直前対策補助問題 第4回【第二問】

- ① 給与所得に係る収入金額 4,504,000円
 ② 上場株式等に係る配当所得に係る収入金額

(単位：円)

区 分	決 算	決算月	収入年月日	株 主 総 会 決議年月日	収入金額
x 株式（非上場）	年1回	2月	H30.6.27	H30.5.11	30,000
y 株式（上場）	年1回	3月	H30.7.10	H30.6.23	53,000
z 株式（上場）	年1回	12月	H30.5.12	H30.4.8	12,000

(注1) 全ての株式の配当について源泉徴収され、所得税の確定申告書に記載されている。

●直前対策補助問題 第3回【第二問】

【資料1】

甲（昭和30年10月10日生）の所得等の状況

- (1) 給与所得に係る収入金額
 ・ A会社から支払を受けた給与収入金額 12,992,500円
- (2) 株式等に係る配当所得に係る収入金額 (単位：円)

区 分	決 算	決算月	株 主 総 会 決議年月日	収入金額
x 株式（未公開）	年1回	2月	H30.5.21	83,000
y 株式（未公開）	年1回	3月	H30.6.23	7,000
z 株式（未公開）	年1回	12月	H30.3.27	60,000

⑧ 中間配当はない。全ての株式の配当について源泉徴収され、所得税の確定申告に際して申告不要としている。

- (3) 支払社会保険料 944,100円
- (4) 支払生命保険料等
 ・ 一般の生命保険料（平成23年契約締結） 180,000円
 ・ 個人年金保険料（平成23年契約締結） 62,400円
 ・ 介護医療保険料（平成25年契約締結） 58,000円
- (5) 支払地震保険料 50,000円
 (うち旧長期損害保険料（平成18年11月29日締結）分 20,000円)
 (うち地震保険料分 30,000円)
- (6) 支払った医療費
 ・ 妻にかかった医療費 80,000円
 ・ 長女にかかった医療費 59,500円
 ・ 長男にかかった医療費 71,000円
- ⑨ 保険金、損害賠償金その他これらに類するものによる補てんは行われていない。

●直前対策補助問題 第1回【第二問】

- ⑦ 支払社会保険料 730,000円
- ⑧ 支払生命保険料
 ・ 一般生命保険料（平成6年締結） 41,000円
 ・ 個人年金保険料（平成27年締結） 57,000円
 ・ 介護医療保険料（平成29年締結） 32,000円
- ⑨ 支払地震保険料等
 ・ 旧長期損害保険料（平成18年締結） 13,000円
 ・ 地震保険料 38,000円

スバリの的中!

〔第二問〕

- (2) 甲の妻（昭和45年7月14日生）（甲と生計を一にし、同居を常況としている。）
- ① 保険の外交による収入
 - ・ 固定給 1,050,000円
 - ・ 歩合給 970,000円
 - ・ 歩合給に係る必要経費 330,000円
 - ② 雑所得に係る収入金額等の明細
 - ・ 作曲の報酬 350,000円
 - ・ 必要経費 76,000円

- (3) 甲の長男（平成2年9月28日生）
- ① 給与所得に係る収入金額
 - ・ F社から支払を受けた給与と収入金額 5,760,000円
 - ② 一時所得に係る収入金額 630,000円
 - ③ 一時所得に係る収入金額を得るために支出した金額は生じなかったものとする。
 - ④ 支払社会保険料 433,500円
 - ⑤ 支払生命保険料
 - ・ 一般生命保険料（平成28年11月22日締結） 30,000円
 - ⑥ 医療機関等に支払った金額
 - ・ 甲の長男の疾病の診察・治療にかかった医療費 168,000円
 - ⑦ 保険金、損害賠償金その他これらに類するものによる補てんは行われていない。
 - ⑧ 4歳の男児を扶養している。
 - ⑨ 妻とは平成30年6月に死別し、再婚していない。
 - ⑩ なお、妻は専業主婦であり一切の収入はなかった。
- (4) 甲の長女（平成6年10月18日生）
- ① 身体障害者手帳を有しており、障害の程度は1級とされている。

〔第二問〕

- ② 譲渡所得に係る収入金額等の明細

（単位：円）

区分	取得年月日	譲渡年月日	収入金額	取得費	譲渡費用	譲渡先
h 土地	H23.4.5	H30.9.17	23,000,000	15,000,000	200,000	個人
i 土地	H28.8.8	H30.8.6	58,000,000	34,000,000	500,000	X県
j 土地	H19.1.13	H30.11.1	40,000,000	27,000,000	1,000,000	個人
骨董品	H24.1.13	H30.4.8	45,000	150,000	0	個人
特許権	H27.3.12	H30.5.7	1,100,000	200,000	150,000	個人

- (注1) 甲の母の確定申告書において、i 土地はX県住宅供給公社の行う住宅建設のために譲渡されたことが証明されており、また当該確定申告書の「特例適用条文」の欄には「租特法34の2」と記載されている。
- (注2) 特許権については、甲の母自身の研究の成果によるものである。
- (注3) 全ての譲渡について所得税の確定申告書に記載されており、その取得費については、甲の母によって証明されている。

●全国公開模試〔第二問〕

- ② 平成30年4月1日からP保険会社の保険外交員として勤務している。
- イ P保険会社から支給を受ける固定給 305,000円
 - ロ P保険会社から支給を受ける歩合給 458,000円
 - 歩合給に係る必要経費 120,000円
 - ハ 講演料 72,000円
 - 講演料に係る必要経費 15,000円
- ニ 確定申告書の「特例適用条文等」欄に租税特例措置法第27条と記載されている。

●直前予想答練〔第二問〕

- ② 一時所得に係る収入金額 1,200,000円
- なお、次男はこの収入を得るために35,000円を支出している。
- ③ 身体障害者手帳を所持しており、障害の程度は3級と記載されている。
- ④ 甲の所得税の確定申告書において甲の扶養親族とされている。

●直前対策補助問題 第2回〔第二問〕

- (3) 譲渡所得に係る収入金額等の明細

（単位：円）

区分	取得年月日	譲渡年月日	収入金額	取得費	譲渡費用	譲渡先	注
骨董品	H24.3.11	H30.5.2	100,000	300,000	—	個人	
特許権	H30.10.1	H30.12.15	1,860,000	1,000,000	86,000	個人	1
a 土地	S27.12.31	H30.12.11	18,500,000	不明	175,000	X県住宅供給公社	2
b 土地	H26.3.25	H30.8.21	21,074,000	10,800,000	174,000	Y市	3
家屋	H27.4.10	H30.8.21	17,054,000	12,270,000	134,000	Y市	3
a上場株式	H28.8.5	H30.10.12	856,000	857,600	1,000	個人	4
b上場株式	H30.2.2	H30.3.10	1,050,000	1,060,000	40,000	金融商品取引業者	5

- (注1) 特許権は、甲が自己の研究の成果により取得したものである。
- (注2) 甲の確定申告書において、a 土地はX県住宅供給公社の行う住宅建設のために譲渡されたことが証明されており、当該確定申告書の「特例適用条文」の欄には租特法34の2と記載されている。

ズバリ的中!